

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局	
許 認 可 等 名	市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出の受理	
根 拠 法 令	農地法施行令	
根 拠 条 項	第17条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5393)	
審 査 基 準	基 準	徳島県農地関係事務処理処理要綱による。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 14日(休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)